

北海道立向陽ヶ丘病院感染対策指針

1 目的

この指針は、北海道立向陽ヶ丘病院における医療関連感染の予防及び集団感染事例発生時の適切な対応等、医療関連感染対策に関する事項を定め、医療関連感染対策の必要性及び重要性を全部署及び全職員に周知徹底し、院内共通の課題として積極的に取り組むことにより、患者、全職員、訪問者等を医療関連感染から防御し、安全で快適な医療環境を提供することを目的とする。

2 定義

(1) 医療関連感染

病院環境下で感染・発症した全ての感染症を医療関連感染といい、病院内という環境がなければ発生し得ない感染症はもとより、患者自身の保有する菌による内因性感染であっても入院中に発症したものは医療関連感染となる。

(2) 医療関連感染の対象者

医療関連感染の対象者は、入院患者、外来患者の別を問わず、見舞い人、訪問者、医師、看護師、医療従事者その他の職員、さらには院外関連企業の職員や実習生等、当院に関係する者全てが対象となる。

(3) 発生要因と集団感染

医療関連感染は、その発生機序から、内因性感染と外因性感染に分けられ、内因性感染は、感染者自身の要因により起こる感染で、外因性感染とは医療従事者、医療処置、医療器具や病院環境により起こる感染をいう。

このうち、外因性感染は集団感染につながり得る重要な発生要因である。

3 医療関連感染に関する基本的考え方

医療関連感染対策で最も重要なことは、医療関連感染を未然に防止することであり、患者さま、職員、来院者等への感染機会を可能な限り最小化することを第一義とする。

医療関連感染予防に当たっては、標準予防策(スタンダードプリコーション)の観点に基づいた医療行為を実践する。

医療関連感染が発生した場合、速やかに原因を補足、評価し、感染の拡大防止と終息に努める。

4 院内感染対策のための体制

院内の感染防止対策に関する当院全体の問題点を把握し、改善策を講じるなど、院内感染防止対策活動の中核的な役割を担い、感染防止対策を円滑に運営するために、以下の委員会と「感染防止対策部門」を設置する。

(1) 感染対策委員会

病院長を委員長として各部門の責任者が参加し、当院における感染対策を推進するための情報収集及び改善策の決定・評価を行う、感染対策に関する最高決定機関として、感染

対策委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

なお、委員会の運営等については、別に定める「向陽ヶ丘病院感染対策委員会設置要綱」による。

(2) 感染防止対策部門

医療安全推進室（院内感染管理者）が感染制御チーム（ICT）と連携し、院内全般に関わる感染防止対策の立案、計画、実行、評価を含め、感染防止対策のための組織的横断活動を行う。また、感染防止対策部門は感染対策委員会と連携し、より実効性のある感染対策が実施できるよう、院内感染管理者と全ての部門に専任の実務者を配置した体制。

1) 〈感染防止対策部門の業務〉

- ア 院内における感染防止マニュアルについて、最新のエビデンスに基づき、院内の状況に応じた感染対策を実施・評価すると共に、適時対策内容を見直す。また、感染発生状況に応じたマニュアルを作成する。
- イ 感染防止対策がマニュアル通り実施されているか確認し、必要時助言指導を行う。
- ウ 感染防止対策における院内教育及び指導。
- エ 感染防止対策加算2に関する施設基準等との院内感染対策に関するカンファレンスに参加し、指導助言を受け院内における感染防止対策の整備を行う。

2) 〈院内感染管理者の業務〉

院内感染管理者は、ICT業務の総括を行うとともに、病院長の指示を受け、院内の総ての感染対策の責任者としてその任を担うこととし、以下の業務を行う。

- ア ICTの業務に関する企画立案及び評価。
- イ 感染対策に係る体制を確保するための各部門との調整。
- ウ 医療関連感染防止対策にかかる取り組み事項についての院内掲示。
- エ 患者・家族等からの感染対策にかかる相談対応。
- オ 指針の見直しと改訂。
- カ その他感染対策を円滑に推進するための業務。

3) 〈感染制御チーム（ICT）〉

感染防止対策部門の執行機関として医療関連感染等の発生及び防止対策に関して、迅速に機動することを目的として、病院長が定める感染制御チーム（以下、「ICT」という。）を置き、感染対策にかかる業務を行う。なお、ICTの運営に関しては、別に定める「ICT設置要綱」による。

4) 〈感染対策実務者〉

感染防止対策部門の活動に協力し、感染防止対策を推進する実務担当者として、診療部門、看護部門及び事務部門等各部署に配置された者。

【感染対策実務者会議】

感染対策実務者会議（以下「実務者会議」という。）は、医療安全推進室室長をリーダーとして各部署の感染実務者が参加し、各部門における感染対策の実施状況及び評価結果を検討し記録する。また、当院における感染対策に関する問題点を把握するとともに改善策を講じるなど、医療関連感染対策活動の中心的な役割を担う組織横断的な実践機関として、実務者会議を設置する。なお、実務者会議の運営等については、別に定める「感染対策実務者会議設置要綱」による。

(3) 感染リンクナース委員会

外来や病棟における感染対策を効果的に行うため、感染対策委員会の下部組織として、感染防止対策部門及び看護部門の方針に基づき、感染制御チームと連携した感染リンクナース委員会（以下、「委員会」という。）を置き、感染対策に係る業務を行う。

なお、委員会の運営に関しては、別に定める「感染リンクナース委員会設置要綱」による。

5 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

感染情報は、各部門からの情報提供により感染制御チームで一元的に管理され、その集計結果は、定期的に評価・提言とともに院内周知され、病院長に報告される。

なお、感染情報とは、次の事項を指す。

- (1) 感染症発生状況
- (2) 病原細菌検出状況及び病原細菌感受性動向
- (3) 耐性菌発生状況
- (4) 抗菌薬使用状況
- (5) 感染リスク保有者

6 医療関連感染発生時の対応に関する基本方針

医療関連感染のうち、通常の入院者の感染発生については担当医師による治療となるが、重要病原体の検出・高度耐性菌による感染、感染性が強く集団感染が危惧される感染症については、担当医師、発生病棟、臨床検査科等から直ちに感染制御チームに報告され、感染制御チームは、速やかに原因究明、状況分析等を行い対策を立案し、病院長に提言する。

緊急を要する感染事例については、病院長指示の下、感染制御チームが対策の周知及び実践を行う。

7 医療関連感染対策に関する職員研修についての基本方針

- (1) 感染制御チームと連携し、感染対策実務者会議は病院全体の感染対策に関する研修会を、全職員を対象に年2回以上実施する。
- (2) 感染制御チームは、院内感染状況を踏まえた上で、適宜、感染対策実務者会議及び感染リンクナース委員会に対し、研修活動及び研修内容の提言を行う。
- (3) 感染リンクナース委員会は、看護部門における研修活動の企画立案を行い、院内感染対策に関する教育と実習を行う。

8 医療関連感染対策指針の閲覧に関する基本方針

- (1) 本方針は、病院長、感染制御チーム (ICT)、感染対策実務者会議等を通じて、全職員に周知徹底する。
- (2) 本指針は、向陽ヶ丘病院ホームページに掲載するとともに、患者さま及び御家族等から閲覧の求めがあった場合は、これに応じるものとする。
- (3) 感染制御チーム (ICT) は、本指針の見直しが必要と認めるときは、議事として取り上げ、検討するものとする。
- (4) 本指針の改正は、感染対策委員会の決定により行う。

附則

平成19年7月1日制定

附則

平成30年6月1日改訂

附則

令和2年4月15日一部改訂

この要綱は、令和2年5月1日より施行する。